

森林審議会傍聴要領

1. 趣旨

この要領は、奈良県森林審議会規程第8条の規定に基づき、会議の傍聴に関する必要な事項を定める。

2. 傍聴の手続き

- (1) 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催予定時刻30分前から予定時刻までの間に会場受付で住所氏名を記入し、許可を受けたうえで係員の指示に従い入室すること。
- (2) 受付は先着順に行い、定員になり次第終了します。

3. 傍聴人の遵守事項

- (1) 傍聴者は傍聴席に着席すること。
- (2) 会議中は静かに傍聴すること。
- (3) のぼり、旗、プラカード、鉢巻、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- (4) 会議における言論に対して批判を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (5) 会場において飲食又は喫煙しないこと。
- (6) 会場において会議の写真撮影、録画及び録音をしないこと。
- (7) 会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。
- (8) その他会長（部会の場合は部会長）及び係員の指示に従うこと。

4. 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は係員の指示に従うこと。
- (2) 傍聴者が3の規定に違反した時は注意を促します。なお、注意に従わない時は会場から退場していただきます。